旭川地区コンクール審査内規(H27.7.11 改定)

- 1. 審査員の数は原則として7名とする。
- 2. 審査員は審査票に「技術」「表現」の2項目を6点~1点の6段階で評価し記入する。 (1人12点満点~7人の合計84点満点→吹奏楽コンクールA編成は168点満点)
- 3. 各審査員は最大でその部門の代表枠の数まで、地区代表として団体(個人)を推薦することが 出来る。その際、推薦した団体(個人)の審査票に○印をつける。
- 4. ○印1個につき1点を、上記2の点数に加点し、その団体(個人)の総合得点とする。
- 5. 各部門の代表数の決定は次の通りとする。
 - (1)上記3でつけた〇印が代表枠の数と同数の審査員が過半数に達した場合は、代表枠の数をその部門の代表数とする。
 - (2) 上記(1) で過半数に達しない場合は(代表枠の数-1) 個以上の \bigcirc 印をつけた審査員の数を数え、それが過半数に達した場合は、(代表枠の数-1) をその部門の代表数とする。
 - (3)上記(2)までで決まらないときには、以下同様に審査員の数が過半数に達するまで(代表枠-2)個以上、(代表枠-3)個以上、……の〇印をつけた審査員の数を数え、その部門の代表数を決定する。
 - (4) また、○印をつけなかった審査員が過半数に達した場合は、その部門の代表は「無し」 となる。
- 6. 各部門の代表の決定は次の通りとする
 - (1) 上記3でつけた○印が審査員の過半数に達した団体(個人)を代表とする。
 - (2)○印が過半数に達した団体(個人)が上記5で決まった代表数を超えた場合は,総合得 点の高い順に代表とし,総合得点が同点の場合は○印の多い方を代表とする。
 - (3) ○印が過半数に達した団体(個人)が上記5で決まった代表数に満たない場合は,総合 得点の高い順に代表とし,総合得点が同点の場合は○印の多い方を代表とする。
 - (4)上記(2)(3)で総合得点が同点で○印も同数となった場合は、各審査員の評価の上 下関係を見て、代表を決定する。
 - (5) 上記の判定で決まらない場合は、審査員の協議で決定する。
 - (6) アンサンブルの代表については北海道吹奏楽連盟の規定により、同一団体から複数のグループを代表とすることができないので、そのような状況になった場合は、その団体の上位のグループのみを代表とし、上記(1)~(5)の方法で他団体から繰り上げて代表を決定する。

- (7)代表になった団体(個人)が下記7で決定される各賞で銀賞、銅賞だった場合はそのまま銀賞代表、銅賞代表として発表する。ただし、代表になった団体(個人)よりも上位の賞を得たにもかかわらず代表を逃した団体(個人)が存在する場合に限り、発表時の整合性を保つために、代表を逃した団体(個人)と同じ賞に繰り上げて発表する。
- 7. ○が過半数を超えない団体(個人)の金・銀・銅の各賞の決定は次の通りとする。

金 賞=64点以上 銀 賞=35点~63点 銅 賞=34点以下 (A編成)(127点以上) (70点~126点) (69 点以下)

上記4で決まった総合得点(技術・表現…84点満点,○印…7点満点~合計 91点満点→吹奏 楽コンクールA編成は175点満点)をもとに次のように決定する。

8. 審査員の数が都合により5名になった場合は、以上の内規の得点部分を5名用に換算し、この内規をそのまま準用する。

金 賞=46点以上	銀 賞=25点~45点	銅 賞=24点以下
(A編成)(91点以上)	(50点~90点)	(49 点以下)

- 9. 審査票,審査集計一覧表は出場団体(個人)に,原則として当日配布する。
- 10. 以上に問題が生じた場合は、審査員等の意見を参考にして理事長が決定する。